

大泉町教育大綱

平成31年1月

大泉町

第1 基本的な考え方

1 大綱策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（平成27年4月1日施行）の規定に基づき、本町の実情に応じた、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、町長が総合教育会議において協議し、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

2 大綱の位置付け

「大泉町 みらい創造羅針盤～大泉町総合計画2019～（以下「総合計画」という。）」を上位計画とし、総合計画における基本構想及び基本目標別施策を大綱の基本方針、基本目標とします。

3 大綱の期間

総合計画との整合性を図るため、2019年度から2021年度までの3年間とします。

西暦		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
総合計画	基本構想	計画期間は無期						
	実施計画	3年間			4年間			
教育大綱		3年間			4年間（予定）			
教育行政方針（毎年）		→	→	→	→	→	→	→
点検評価報告書（毎年）		→	→	→	→	→	→	→

第2 大綱の基本方針

～夢とやさしさをもって、生き生きと学ぶまち～

本町の教育については、地域発展のための担い手の育成を目指し、家庭や学校、地域社会との連携を深めてきました。

今後も「大泉町教育大綱」を基本とし、日々めまぐるしく変化し、多様化する社会を、広い視野でたくましく生き抜く力を持った人材の育成のため、学校と家庭、地域社会が連携し、幅広い世代のニーズに対応する学習機会の確保と情報提供を図り、心身の豊かさを創造する教育を推進します。

本町で生活するあらゆる人が、様々なことにチャレンジしていくための夢や意欲を持ち、まさに生涯にわたっての学びを充実させ、やさしさやおもいやりを持ちながら、生き生きと学ぶことができるまちを目指し、「夢」と「学び」をキーワードに生涯学習を推進します。

第3 大綱の基本目標

1 子育て支援の充実

多様化する子育てニーズに対応するため、母子保健分野と連携し、妊娠期から切れ目ない支援を提供するとともに、更なる保育の充実に向けた取り組みを行い、保護者が安心して子育てができるよう地域全体で子どもたちの育ちと子育てを支援していきます。

「大泉町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者にとって子育てしやすい環境となるよう子育て支援事業に取り組むほか、各種制度の周知・啓発を行っていきます。

また、現計画が2019年度に終了するため、2020年度からは新たな計画に基づいた子育て支援事業に取り組んでいきます。

児童虐待については、広報やホームページ、各種イベントなど様々な機会を捉え、虐待防止のための啓発を行っていきます。また、虐待のおそれのある児童については、見守りを行い、虐待の防止に努めていきます。

2 就学前教育と保育の充実

就学前教育と学校教育との接続が緩やかに円滑に行われるよう、認定こども園・幼稚園及び保育園から小学校、児童館への連携を促進するとともに、就学前の時期における質の高い教育・保育を提供するために、関係部署が一体となった取り組みを推進していきます。

また、すべての子どもに就学前教育を保障するため、子どもを就園させる家庭の経済的負担の軽減に取り組んでいきます。

3 教育環境の充実

教職員研修の更なる充実により教職員の指導力向上を図り、学力向上に取り組みながら、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たせる体制を築き、子どもたちへの支援を行っていきます。

多様化・複雑化する教育課題については、学校・家庭・地域で連携し、迅速かつ丁寧な課題解決を図ります。特に、いじめや不登校などについては、未然防止教育に重点を置きつつ、教育研究所における教育相談・適応指導教室やスマイル教室を有効活用しながら、子どもたちを支援していきます。

また、外国籍の子どもたちに向けた日本語教育の充実を図り、日本語習得、学校生活への適応、学力向上のための取り組みを推進していきます。

老朽化が進む学校施設については、財政負担の平準化を図りながら大規模改修もしくは部分改修を行い、子どもたちのより良い教育環境の維持・向上を図っていきます。

また、ICT（情報通信技術）教育環境の充実に取り組み、学力向上につなげていきます。

4 生涯学習の推進

町民の学習意欲に応えていくために、多くの人に参加できるように、各ライフステージのニーズに合わせた幅広い分野についての講座や学習会などを開催していくとともに、主体的な学習活動の継続を支えられるような活動支援や情報提供を行っていきます。さらに、それぞれが学んだ知識や技能を生かし、自らが指導者となって知識や技能を地域活動で生かせる取り組みを行っていきます。

また、学習の継続を支えるために、公民館はグループ・サークル活動や地域活動の促進を図り、図書館は、資料の充実や読書活動の推進を重視しつつ、利便性や快適性に配慮した運営に努めていきます。

5 青少年育成の推進

青少年を取り巻く環境の変化に対応するため、家庭、学校、地域、その他関係機関・団体などの情報共有と連携を図り、パトロール活動や青少年の体験活動、様々な世代との交流活動など青少年が安全で健やかに成長できるような取り組みを行っていきます。

また、インターネットの適正利用については、青少年が加害者にも被害者にもならないよう、時代に即した正しい利用方法の更なる周知啓発を行っていきます。

6 人権尊重の推進

「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」の理念や「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権問題に対する正しい理解の普及と、差別の解消を目指す取り組みを推進していきます。

7 スポーツ・芸術文化の振興

より多くの人々が参加しやすいスポーツイベントなどの開催に向けて、新種目の導入など、継続的な改善を行うとともに、その運営においても各種スポーツ関係団体などと連携し、スポーツの振興を図っていきます。

また、芸術文化の振興においては、新たな事業の調査研究と併せて、芸術文化団体の支援、活動機会の場の提供などを行っていきます。

さらに、国際的なスポーツイベントの開催を機に、スポーツや芸術文化の振興、またその活動への意欲向上につながるような事業の取り組みを考えていきます。社会体育施設や文化むらについては、利用者の利便性を考慮しつつ、引き続き指定管理者制度を活用し、効率的・効果的な施設運営に努めます。

8 文化財の保存と活用

無形文化財及び伝統芸能については、保持者またその団体が行う活動に対して支援を行うとともに、町民に広く周知していくことで、文化財に対する関心を高めていきます。

また、埋蔵文化財については、町内の遺跡から出土した資料の整理をとおして、その保存や活用を図るとともに、報告書の作成などの記録保存を行い、町民の埋蔵文化財保護に対する意識の向上を図っていきます。

第4 今後の取組

この大綱は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について定めるものであり、本町の目指すべき教育を実現するための具体的な取組が必要となります。

そのため、この大綱の方針や目標を踏まえ、教育委員会では教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。